

2017年7月31日

国際会計基準審議会 御中

**公開草案「IFRS第8号『事業セグメント』の改善」(IFRS第8号及び
IAS第34号の修正案)に対するコメント**

1. 当委員会は、2017年3月に公表された国際会計基準審議会(IASB)の公開草案「IFRS第8号『事業セグメント』の改善」(IFRS第8号及び IAS第34号の修正案) (以下「本公開草案」という。) に対して我々のコメントを提供する機会を歓迎する。
2. 本公開草案の修正案について、我々の主なコメントは次のとおりである。
 - (1) 最高経営意思決定者(以下「CODM」という。) の肩書きや役割の記述は、非財務情報として財務諸表外の開示の拡充により対処することがより適切であると考えられ、財務諸表においてこれを開示することを求める修正案に反対する。
 - (2) IFRS第8号を含むIFRS基準では、財務諸表においてどのような情報を提供するのにかつて定めるべきである。財務諸表とそれ以外のレポート間で識別されたセグメントに差異が生じる理由について説明することを求める修正案に反対する。
 - (3) 修正による便益が限定的な、現行の米国会計基準の記述との間に差を生じさせることとなる複数の明確化に関する修正案を支持しない。
 - (4) IAS第1号「財務諸表の表示」において、財務諸表の理解に関連性のある情報の追加的な開示が既に求められている。当該要求事項を、CODMにレビューされているか又は定期的に提供されている情報以外のセグメント情報についても開示できるとすることで明確化することは適切でないと考えており、本修正案に反対する。
 - (5) 我々は、より早期の期中報告期間においてセグメント情報の修正再表示を提供することにより、主として作成者に生じるコストを懸念しており、当該修正案に反対する。
3. そのほか、個々の質問に係る我々のコメントの詳細については別紙を参照されたい。

4. 我々のコメントが、IASB の審議に貢献することを期待している。ご質問があれば、ご連絡いただきたい。

小野 行雄

企業会計基準委員会 委員長

質問 1

当審議会は、次のことを明確化するために、IFRS 第 8 号の第 7 項、第 7A 項及び第 7B 項の修正により CODM についての記述を修正することを提案している。

- (a) CODM とは、営業上の意思決定並びに企業の事業セグメントへの資源配分及び業績評価に関する意思決定を行う機能である。
- (b) CODM の機能は、個人が遂行する場合もグループが遂行する場合もある。これは、企業がどのように管理されているのかに依存し、コーポレート・ガバナンスの要求事項の影響を受ける場合がある。
- (c) グループが行う意思決定のすべてに参加しているわけではないメンバーが含まれている場合であっても、グループが CODM として識別される可能性がある（IFRS 第 8 号の修正案に関する結論の根拠の BC4 項から BC12 項参照）。

当審議会は、IFRS 第 8 号の第 22 項(c)において、企業は CODM として識別された個人又はグループの肩書き及び役割記述を開示しなければならないという提案もしている（IFRS 第 8 号の修正案に関する結論の根拠の BC25 項から BC26 項参照）。

修正案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。同意しない場合、どのようなことを提案するか、また、その理由は何か。

1. 我々は、質問 1 の(a)から(c)の修正案では必ずしも CODM の識別に関する統一的な実務が達成されないことを懸念しており、便益が限定的な中、米国会計基準の記述との間に差を生じさせることとなる当該修正案を支持しない。
2. 我々は、CODM の肩書き及び役割記述を求める提案に反対する。なぜなら、本公開草案の BC25 項にも記述されているとおり、修正案は企業の意思決定プロセスに関する情報を提供することを目的として提案されており、作成者を中心とする多くの関係者が、当該情報は企業のガバナンスに関する情報であり、非財務情報の財務諸表外の開示の拡充により対処することがより適切であると考えているためである。

質問 2

報告セグメントの識別に関して、当審議会は下記の修正を提案している。

- (a) 第 22 項(d)に、財務諸表で識別されているセグメントが、企業の年次報告パッケージの他の部分で識別されているセグメントと異なっている理由の説明を開示するという要求を追加する（IFRS 第 8 号の修正案に関する結論の根拠の BC13 項から BC19 項参照）。
- (b) IFRS 第 8 号の第 12A 項における集約の要件に、2 つのセグメントがさまざまな指標について類似した長期的な財務業績を示しているかどうかを評価するのに役立つ追加的な例を加える（IFRS 第 8 号の修正案に関する結論の根拠の BC20 項から BC24 項参照）。

修正案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。同意しない場合、どのようなことを提案するか、また、その理由は何か。

- 3. 我々は、まず、財務諸表外ではなく、マネジメント・アプローチに基づく財務諸表上のセグメント情報の開示において、十分な目的適合性のある情報が提供されるべきだと考えている。しかし、目的適合性のある十分な情報が財務諸表に提供されたとしても、補足的な情報として有用である可能性があるとして、その他のレポートにおいて異なるセグメントが開示される場合があると考えており、我々は、企業が当該補足的な情報の提供を萎縮されるべきでないと考えている。
- 4. 我々は、こういった補足的な情報について、財務諸表の情報との関係を明確化することは有用であると考えているが、当該関係については財務諸表外において説明がなされるべきであり、財務諸表において提供されるべき情報を定める会計基準において要求すべきでないと考えている。我々は、IAS 第 1 号第 14 項が、「財務諸表の外で開示される報告書や計算書は、IFRS の範囲外である」としていることに留意している。
- 5. 我々は、プレスリリース等までを含む広範囲のレポートで構成される年次報告パッケージが、財務諸表作成時においてすべて公表されているとは限らず、これらのレポートと財務諸表との間の差異説明を行うことは不可能ではないとしても、実務上困難であり、監査を受ける企業において、その他レポートのセグメントに関する情報が IFRS 基準と同じ基礎に基づいて作成されるとは限らないことから、当該記述について公表前に監査を受けることが困難となると考えられることを懸念している。当該観点からも質問 2(a)の修正案を支持しておらず、財務諸表外に提供される

情報の改善にて対応すべきものとする。

6. 加えて、我が国の作成者や利用者からは、有用な情報として財務諸表外に行われる自発的な開示を萎縮させる可能性のある要求事項を設けることは適切でないとする意見も聞かれている。
7. 我々は、質問 2(b)の修正案により追記された「一定範囲の指標」に、IFRS 第 8 号第 12A 項に記述されている例示全てが含まれるかどうか必ずしも明確でないことや、修正案により現行の米国会計基準の記述との間に差が生じることとなることから、当該修正案を支持しない。

質問 3

当審議会は、IFRS 第 8 号の第 20A 項において、IFRS 第 8 号の第 1 項及び第 20 項の基本原則を満たすのに役立つ場合には、企業は最高経営意思決定者にレビューされているか又は定期的に提供されているセグメント情報以外のセグメント情報を開示することができる旨を述べる明確化のための修正を提案している（IFRS 第 8 号の修正案に関する結論の根拠の BC27 項から BC31 項参照）。

修正案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。同意しない場合、どのようなことを提案するか、また、その理由は何か。

8. IAS 第 1 号第 112 項(c)は、財務諸表のどこにも表示されていない場合であっても、財務諸表の理解に関連性のある情報であれば、それを注記することを企業に要求している。本公開草案で提案されている第 20A 項の前半「第 21 項から第 27 項で要求している開示に加えて、企業は、第 1 項及び第 20 項の基本原則を満たすのに役立つ場合には、報告セグメントに関する追加的な情報を開示することができる。」はこの規定とも整合しており、一般的に、より多くの情報が監査されることを利用者が支持していると考えられるため、当該考え方については反対しない。
9. ただし、我々は、第 20A 項の後半「この追加的な情報には、最高経営意思決定者にレビューされていないか又は定期的に提供されていない情報を含めることができる。」の追記により前項の考え方の明確化を図ることについて、次を踏まえ反対する。
 - (1) CODM に提供されていない情報について、連結財務諸表の作成及び表示において採用した会計方針とは異なる会計方針に従って作成されたいかなる情報についても、IFRS 第 8 号に従った「セグメント情報」に含まれ得るか否かが不明確

である。

(2) セグメント情報に関連性のある追加的な開示を禁止すべきではないとは考えられるが、我々は、マネジメント・アプローチに基づく IFRS 第 8 号に従った「セグメント情報」を他の追加的な情報と区別することが重要であり、そのため、CODM に提供されている情報とそうでない情報を明示的に区別すべきと考えている。

10. 我が国の利用者からは、CODM にレビューされているか又は定期的に提供されている事項についての開示の拡充を要求する意見も聞かれた。また、作成者からは IFRS 第 8 号の改善でなく、財務諸表外で提供される情報を改善することが考えられる旨の意見も聞かれている。

質問 4

当審議会は、IFRS 第 8 号の第 28A 項において、調整項目の性質を財務諸表利用者が理解できるようにするのに十分な詳細さで調整項目を記述するための説明が要求される旨を述べる明確化のための修正を提案している（IFRS 第 8 号の修正案に関する結論の根拠の BC32 項から BC37 項参照）。

修正案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。同意しない場合、どのようなことを提案するか、また、その理由は何か。

11. 我々は、本公開草案の結論の根拠に記述された理由により、修正案に同意する。

質問 5

当審議会は、IAS 第 34 号を修正して、企業の報告セグメントの構成の変更後に、最初の期中報告書において、企業は当事業年度と過去の事業年度の両方のすべての期中報告期間について、修正再表示後のセグメント情報を表示しなければならないと要求することを提案している。ただし、当該情報が利用可能でなく、それを作成するためのコストが過大となる場合を除く（IAS 第 34 号の修正案に関する結論の根拠の BC2 項から BC10 項参照）。

修正案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。同意しない場合、どのようなことを提案するか、また、その理由は何か。

12. 我々は、修正案に従って前年度の修正再表示が求められた場合に、主として我が国の作成者より、これに準拠するための IT システム変更やマニュアル調整を現在よ

り短い期限で実施することに係るコストが過大となる旨の懸念が聞かれていることから、本修正案に反対する。作成者はまた、その場合に前年度計数についての修正再表示が、実務上の困難さにより免除されるか不確かであることも懸念していた。

13. さらに、四半期決算企業と半期決算企業では、提案されている修正再表示を実施するまでの期限や開示対象となる期間が異なり得るため、IASB は半期決算企業に比べて、四半期決算企業の負荷が相対的に高くなる可能性があることも考慮すべきであると考えている。例えば、企業が当年度の第 1 四半期に企業の報告セグメントの構成を変更する場合、四半期決算企業は前年度の 4 四半期分のセグメント情報の修正再表示を第 1 四半期の期中財務報告書にて行うことが要求されることとなるが、半期決算企業では第 2 四半期に前年度の 2 半期分のセグメント情報の修正再表示を上半期の期中財務報告書（すなわち、第 2 四半期）にて行うことが要求されることとなる。
14. 本論点に関連して、我が国の利用者からは、修正再表示の情報に加え、セグメント変更を行った理由や結果としてこういった差が生じるかの説明が有用であるという意見も聞かれている。

以 上